

(共通事項)

令和7年10月1日

館林市条件付き一般競争入札共通事項

館林市条件付き一般競争入札の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この共通事項によるものとする。

1 公告日・入札参加形態・入札参加資格・予定価格

入札公告のとおり

2 入札担当部課

〒374-8501 館林市城町1番1号

館林市総務部契約検査課

電話 0276-47-5119 (直通)

3 入札参加資格の確認等

- (1) 条件付き一般競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類を公告に定める期限までに提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、条件付き一般競争入札に参加することができない。

ア 条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）

イ 測量・建設コンサルタント業務等の市外業者及び入札公告に定めた建設工事業者にあっては関連業者報告書（別記様式）

(2) 申請書類等の提出

ア 提出期間・提出場所

入札公告のとおり

イ 提出方法

(ア) 電子入札案件

ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。紙による入札参加申請書の提出は、受け付けない。

(イ) 紙入札案件

入札公告に記載の提出場所に持参し、提出すること。郵送、FAX、メール等による提出は、受け付けない。

- (3) 入札参加資格の有無の確認は、申請書類等の提出期限後に行う。その結果は、電子入札案件にあつてはぐんま電子入札共同システムにより、紙入札案件にあつては郵送により、条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を申請書類等の提出期限の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に通知する。

(4) その他

- ア 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書類等は、返却しない。
- エ 提出期限後における申請書類等の差替え又は再提出は、認めない。
- オ 申請書類等に関する問合せ先は、第2項のとおり

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書についての説明申込書（別記様式第3号。以下「説明申込書」という。）を市長に対して提出することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

ア 提出期限

入札参加資格がないと認める通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

イ 提出場所

入札公告のとおり

ウ その他

説明申込書は、入札公告に記載の提出場所に持参すること。また、郵送、FAX、メール等による提出であっても、受け付けるものとする。

- (2) 説明申込書の提出があつたときは、説明を求めることができる期限の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に説明申込書を提出した者に対して書面により回答する。

5 見積参考資料、図面、仕様書等の送付

入札参加資格があると認められた者に対し、見積参考資料、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を確認結果通知書の通知に併せ、電子入札案件にあつてはぐんま電子入札共同システム内に掲載し、紙入札案件にあつては第2項の担当部課において配布する。

6 設計図書等に対する質問等

(1) 質問

ア 提出期間

入札公告のとおり

イ 提出先

入札公告のとおり

(2) 回答

ア 閲覧期間

（ア）電子入札案件

回答した日から入札提出締切日まで

（イ）紙入札案件

入札日3日前から入札日前日まで（休日を除く。）

イ 閲覧場所

（ア）電子入札案件

ぐんま電子入札共同システム内

（イ）紙入札案件

第2項と同じ

7 現場説明会

現場説明会は、開催しない。

8 競争入札の執行

(1) 電子入札案件

ぐんま電子入札共同システムにより行う。ただし、ＩＣカード再発行手続き中など、やむを得ない事由があり、電子による入札ができない場合は、入札書に紙入札参加申出書を添えて入札書受付締切日時までに提出すること。

(2) 紙入札案件

ア 入札書は直接持参によるものとし、郵送、ＦＡＸ、メール等による入札は認めない。

イ 入札及び開札に当たっては、市長が入札参加資格があることを確認した旨の通知書又は当該通知書の写しを持参すること。

9 入札方法等

(1) 入札に際しては、刑法（明治４０年法律第４５号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等を遵守すること。

(2) 入札金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者であるかにかかわらず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

(3) 入札金額は、確認結果通知書に添付する「条件付き一般競争入札注意事項」に記載の単位とする。

(4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

(5) 入札執行の回数は、１回とする。

10 最低制限価格

最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札をしたものを落札者とする。

11 調査基準価格

調査基準価格を定めた場合、総合評価方式による評価値が最も高い者の入札価格が当該調査基準価格を下回る（未満）ときに低入札価格調査を行うものとする。

12 低入札価格調査

(1) 調査基準価格を下回る（未満）価格で入札をした者がいない場合は、予定価格の

制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札をした者を落札候補者とする。

- (2) 調査基準価格を下回る（未満）価格で失格基準価格以上の価格で入札をした者がいる場合は、落札者の決定を保留し、館林市低入札価格調査実施要綱の規定により落札者を決定する。この場合において、調査基準価格を下回った入札を行った者は、調査に協力しなければならない。

1 3 失格基準価格

失格基準を定めたときは、当該失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、低入札価格調査を実施することなく失格とする。

1 4 工事・業務費積算内訳書の提出

工事・業務費積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を提出するときは、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 入札書に記載する入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書の記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 提出された積算内訳書は、返却しない。

1 5 入札保証金

入札公告のとおり

1 6 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に次のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、エの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

エ 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- (2) 前号に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上とすること。

17 開札

入札公告のとおり

18 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金を納付する場合において、所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者のした入札
- (4) 入札書に添付して提出することが求められている積算内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備（軽微なものを除く。）のある添付資料を提出した者のした入札
- (5) 紙入札において、記名押印のない入札
- (6) 電子入札において、電子入札システムに係る電子認証を取得していない者のした入札
- (7) 金額を訂正した入札（訂正印の使用不可）
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札に際し、不正行為のあった者の入札
- (11) 同一の入札において他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (12) 予定価格を事後公表している入札においては、予定価格の制限の範囲を超える入札
- (13) その他市長が定める入札の条件に違反した入札

入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時に於いて入札公告及び次項に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、入札に参加する者に必要な資格のない者の入札とみなす。

19 失格

次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札において失格とする。

- (1) 指定した期限までに入札を行わず、辞退の意思がない者
- (2) 紙入札において、入札開始時間までに入札会場に出席せず、辞退の意思がない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び館林市建設工事等最低制限価格取扱要綱（令和2年館林市告示第38号）の規定により最低制限価格を設定する入札においては、当該最低制限価格を下回る（未満）価格で入札をした者
- (4) 令第167条の10第1項及び館林市低入札価格調査実施要綱（令和2年館林市告示第39号）の規定により低入札価格調査制度を適用し、失格基準価格を定めた入札においては、当該失格基準価格を下回る（未満）価格で入札をした者
- (5) 予定価格を事前公表している入札においては、予定価格の制限の範囲を超える入札をした者
- (6) その他入札執行者の指示に従わない者

20 その他

- (1) 申請書類等に虚偽の記載をした場合は、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 紙入札に於いて、入札参加者が1者の場合には、当該入札を中止するときがある。